

## 科学技術政策推進に係る隘路調査

### D. 研究費の公正で効率的な使用の実現

## 目 次

1	研究費の公正で効率的な使用の実現 .....	D-1
(1)	目的 .....	D-1
(2)	調査内容 .....	D-1
2	海外の予算制度の概括 .....	D-2
(1)	米国 .....	D-2
(2)	英国 .....	D-5
(3)	豪州 .....	D-6
3	資金配分機関の研究費配分体制 .....	D-8
(1)	米国の資金配分機関 .....	D-8
(2)	米国 NIH の研究費配分体制 .....	D-10
(3)	米国 NIH の研究費予算申請とモジューラーバジェット方式 ..	D-13
4	研究費の交付時期（新規・継続） .....	D-16
(1)	米国の大学における研究支援体制 .....	D-16
(2)	米国 NIH における科学研究費の交付時期 .....	D-17
5	研究機関による研究費の管理・監査体制 .....	D-19
(1)	米国 NIH における研究費予算の変更 .....	D-19
(2)	交付金経過報告 .....	D-22
(3)	モニタリング、財務報告（Financial Reports） .....	D-23
まとめ .....		D-25

# 1 研究費の公正で効率的な使用の実現

## (1) 目的

わが国の予算制度は、単年度主義を原則としつつ、その例外として繰越明許費制度を認めている。しかし、繰越明許費制度については、制度を活用できる場合が限定されていることや申請・承認手続が手間であることなど研究者にとって使いにくい制度となっているという指摘がされている。

そこで、海外（主に米国）の予算制度が会計年度をまたぐ予算執行に對してどのように対応をしているのか、現状を調査することとする。

## (2) 調査内容

調査は、主に以下の項目について行う。

- (1) 海外の予算制度の概括（単年度 or 複数年度）
- (2) 資金配分機関の研究費配分体制
- (3) 研究費の交付時期（新規・継続）
- (4) 研究機関による研究費の管理・監査体制

## 2 海外の予算制度の概括

### (1) 米国

米国では、歳出予算は裁量的経費(Discretionary Spending)と義務的経費(Mandatory Spending)に分けられている。裁量的経費は毎年立法措置が必要であるが、義務的経費（国債利払い、社会保障、高齢者に対する医療保障、低所得者や身障者への医療補助等）は現存する権限法(Authorization act)に基づき毎年度自動的に支出が認められる予算である。予算の約3分の2は義務的経費が占め、裁量的経費は予算の約3分の1とされる<sup>1</sup>。

裁量的経費に係る歳出は13本の法律(歳出法)として成立する。

まず、予算編成の権限は立法府である議会にあり、行政府にはない。予算編成は、毎年2月第一月曜日に議会へ送付される大統領予算教書(President's Budget)でスタートする<sup>2</sup>。

予算編成の権限は議会にあるため、大統領予算教書は予算編成に当たっての参考資料として位置付けられるが、大統領の政治的な強いリーダーシップや大統領が拒否権を持つことから、予算教書は重要な位置付けを与えられている。

予算は、上院と下院におけるそれぞれ別の委員会において編成される。それぞれの委員会において予算を検討したうえで、予算の全体像とバランスを統括する予算委員会に意見を提出することになる。

予算委員会では予算決議の作成が進められ、上・下両院で審議・修正され採択される。しかし、上院と下院は任期や選出方法が異なることから、予算に対する考え方も異なっており、双方の予算決議案は異なることが多いとされる。そのため、上・下院双方の代表者からなる両院協議

(1) 中村恵美子「米国予算編成プロセスの紹介」2002年6月14日開催 独立行政法人産業経済研究所(RIETI)講演資料

(2) 鈴木将覚「米国の予算審議プロセス(1)～米国の予算決議案と歳入・歳出法案の審議～」みずほレポート 2005年6月15日 みずほ総合研究所

会において内容のすり合わせが行われ、ここで一本化された予算決議案について再び上・下両院で採決が行われるという手順がとられている。

予算決議が採択された後、上・下両院のそれぞれの歳出委員会が分野別に分かれた 13 本の歳出法案を作成し、再び予算決議と同様の手続きを経て歳出法案が採択され大統領へ送付される。歳出法案は大統領の署名をもって法律として成立する。

米国の歳出には、歳出権限(budget authority)と支出(outlay)の区別がある。歳出権限は多年度にわたる歳出額の限度であり、支出は毎年度実際に使われる金額のことである<sup>3</sup>。

米国においては会計年度独立の原則はない<sup>3</sup>。また、歳出法は歳出権限ベースで成立していることから、債務負担に基づく支出は無期限に行うことができるとされ、債務負担権限は、通常は一年であるが、多年度予算権限及び無期限予算権限として多年度にわたることが可能とされている<sup>4</sup>。

図表 1 米国における予算編成手続きの概要

時 期	主 な 手 続 き	備 考
前年4月～ (約1年弱 の期間)	・ 行政管理予算局(OMB : Office of Management and Budget)を中心として「予 算教書」(President's Budget)を作成。	・ 大統領が自身の理念を OMB へ伝達。 ・ OMB のリーダーシップで予 算内容を検討。 ・ OMB と各省庁間で折衝。 ・ 11 月に各省庁が最終案を OMB へ提出。 ・ 12 月に大統領がレビュー。 ・ 以後、議会提出まで OMB が 詳細を作成。

<sup>(3)</sup> 小村武「〔三訂版〕予算と財政法」平成 14 年 6 月 27 日 新日本法規出版

時 期	主 な 手 続 き	備 考
2月第一月曜日	・大統領が「予算教書」を議会へ提出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成の権限は立法府である議会にあり、大統領の「予算教書」は参考資料としての位置付け。</li> <li>とは言うものの、大統領の政治的な強いリーダーシップや大統領が拒否権を持つことから、予算教書は重要な位置付けを与えられている。</li> </ul>
4月 15 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下両院がそれぞれ予算案を審議。</li> <li>上下両院協議会で一本化。</li> <li>上下両院で予算決議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上院と下院で予算案が異なる。</li> </ul>
5月～9月末まで	・それぞれの歳出委員会で13本の個別歳出法案を審議、修正、採決。	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の歳出法案は、予算決議の範囲内で行われる。</li> <li>多くの場合、新年度の開始日である10月1日までに法案が成立することではなく、継続予算決議として政府活動が運営される。</li> </ul>
10月 1 日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算執行の義務と権限を行政府へ付与。</li> <li>計画的な予算執行を行うため、OMBと財務省が執行金を管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算は、歳出権限(Budget Authority)と支出(Outlay)に分けて作成される。歳出権限は複数年度にわたる歳出額の限度であり、支出は毎年の執行額であるが、歳出権限・支出ともに複数年</li> </ul>

時 期	主 な 手 続 き	備 考
		<p>で見積もられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出権限・支出の内容は、個別の歳出法によってまちまちに定められ、例えば、毎年いくらの支出をなすべきかなど規定の詳細さは、個別法案によって異なる。</li> </ul>

(参考) 中村美恵子「米国予算編成プロセスの紹介」2002年6月14日開催 独立行政法人産業経済研究所(RIETI)講演資料。

中村美恵子「アメリカの2006年度予算は今何処に」2005年5月9日開催 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)講演概要資料。

鈴木将覚「米国の予算審議プロセス( )」2005年6月15日 みずほリポート みずほ総合研究所。

## (2) 英国

英国でも、米国と同様、予算は法律として成立し、会計年度独立の原則はない<sup>4</sup>。

歳出予算は、統合国庫資金(日本の一般会計に相当)と国家貸付資金(日本の財政投融資に相当)がある。統合国庫資金は、さらに議定費と既定費に分かれている。議定費は、毎年、一本の議定費歳出予算法として成立する。既定費は、法律に基づきその支出を恒久的に授権された経費である。

英国では、1998年に「公共サービス合意」(PSA: Public Service Agreements)と「包括的歳出見直し」(CSR: Comprehensive Spending Review)を策定し、NPMによる予算改革を実施している。PSAは、各省

庁が今後 3 年間に達成すべき行政活動の内容を定め、業績達成目標として明らかにするものであり、CSR は、PSA と同じ期間における省庁別の歳出計画（3 年間の歳出計画）を定めるものである。各省庁は、CSR に基づく省庁別支出上限（DEL: Departmental Expenditure Limits 1 年毎の上限額が定められている）と単年度管理支出（AME: Annually Managed Expenditure.：主として外的要因から支出規模が定まるため、複数年にわたる歳出限度額を設けることが適当でないとされる経費。社会保障給付費や国債利払い費など）を合わせた合計管理支出（TME: Total Managed Expenditure）により債務負担を行う。なお、省庁別支出上限は年度額の支出限度額が定められ、これを超える追加支出は認められていない<sup>5</sup>。また、各省庁への裁量として、年度ごとの未消化分を次年度に繰り越すこと（Carry-forward）が認められている。DEL の使用に当たっては、流用や繰越しが一定の範囲で認められているなど、各省庁に一定の裁量が与えられている。ただし、裁量付与の見返りとして、各省庁は、公的サービス合意（PSA）で設定した目標の達成が求められることになる。また、経常運営費は一括配賦であるため、人件費や物件費などの個別の費目にとらわれることなく自由に使用できる<sup>5</sup>。

### （3） 豪州

豪州では、予算要求に当たり、予算年度 + 将来三ヵ年にわたる歳出見積もりを提出して協議する制度となっている（実質的な複数年度予算）。これは、英国の財務管理イニシアティブ（FMI）に倣って、1984 年から「財務管理改善プログラム（FMIP）」に取り組んだ結果である。FMIP は、権限委譲により業務運営上の裁量を与えるとともに、業績に対する説明責任を課すことで、資源の有効活用及び資源と事業計画との整合性を確保しようというものであり、予算の弾力的運用、事業目的の明確化、運営計画の策定、事業優先順位付け、アウトプットの重視、事業評価指標の開発などが進められた。

FMIP の重要な項目の 1 つは、予算執行の弾力化であり、給与費などの運営経費について次年度繰越が認められている。従来は制限されていた給与費・旅費・備品費・消耗品費など約 20 項目の個別費目間の流用を、当該経費を「運営経費 (running cost)」として各省庁に一括して配分することで可能とし、また、各省庁は未使用の運営経費を次年度に繰り越すこと及び超過する場合は次年度予算分から前借することも可能としている（一定の制限があり、それを超える場合は予算行政管理省との交渉で繰越額を決定することとされている）。

### 3 資金配分機関の研究費配分体制

#### (1) 米国の資金配分機関

米国の 2007 年度予算（大統領予算教書段階）は総額 2 兆 7,700 億ドル、うち裁量的経費は 8,707 億ドル、研究開発予算は 1,369 億 5,300 万ドルであった。研究開発予算のうち約 57% にあたる 784 億ドルが防衛関連であり、非防衛関連は全体の約 43% にあたる 585 億ドルとなっている<sup>4</sup>。

AAAS(全米科学振興協会 American Association for the Advancement of Science)によると、非防衛関連の研究開発予算の最大の配布先は NIH(National Institute of Health)となっている（図表 2）。そのほか、NSF（全米科学財団 National Science Foundation）やエネルギー省などがある。なお、NSF は、ブッシュ政権が優先事項としている 4 つのイニシアティブのうちの「米国競争力イニシアティブ」(American Competitiveness Initiative)によって、2016 年度までに予算規模が倍増することが計画されている。

---

<sup>(4)</sup> 松山貴代子「ブッシュ大統領の 2007 年度予算」NEDO レポート 2006 年 2 月 10 日

図表 2 米国の研究開発予算 (2006年3月時点)

(単位: millions of dollars)

## TOTAL R&amp;D (Conduct of R&amp;D and R&amp;D Facilities)

	FY 2005 実績 Actual	FY 2006 推計 Estimate	FY 2007 予算 Budget	Change 変化額 Amount	FY 06-07 変化率 Percent
Defense (military)	70,269	72,485	74,076	1,591	2.20%
S&T (6.1-6.3 + medical)	13,564	13,778	11,214	-2,565	-18.60%
All Other DOD R&D	56,705	58,706	62,862	4,155	7.10%
Health and Human Services	29,161	29,111	29,062	-49	-0.20%
<b>Nat'l Institutes of Health</b>	<b>27,875</b>	<b>27,805</b>	<b>27,810</b>	<b>5</b>	<b>0.00%</b>
NASA	10,618	11,295	12,202	907	8.00%
Energy	8,620	8,721	9,047	326	3.70%
Atomic Energy Defense	4,009	4,062	3,975	-87	-2.10%
Office of Science	3,375	3,320	3,798	478	14.40%
Energy R&D	1,236	1,339	1,274	-65	-4.80%
Nat'l Science Foundation	4,102	4,175	4,523	348	8.30%
Agriculture	2,410	2,411	2,012	-399	-16.50%
Commerce	1,121	1,074	1,064	-10	-0.90%
NOAA	646	617	578	-39	-6.30%
NIST	444	423	450	27	6.40%
Interior	621	635	595	-40	-6.20%
Transportation	707	838	767	-71	-8.50%
Environ. Protection Agency	641	600	557	-43	-7.10%
Veterans Affairs	742	765	765	0	0.00%
Education	308	302	299	-3	-1.00%
Homeland Security	1,240	1,281	1,149	-132	-10.30%
Int'l Assistance Programs	255	255	255	0	0.00%
Smithsonian	140	171	174	3	1.80%
Tennessee Valley Auth.	21	20	22	2	10.00%
Labor	5	5	5	0	0.00%
Nuclear Reg. Comm.	67	60	67	7	11.70%
Corps of Engineers	21	37	11	-26	-70.30%
Housing and Urban Dev.	45	55	68	13	23.60%
Justice	99	102	98	-4	-3.90%
Social Security	35	27	27	0	0.00%
Postal Service	41	41	40	-1	-2.40%
<b>Total R&amp;D</b>	<b>131,289</b>	<b>134,465</b>	<b>136,885</b>	<b>2,420</b>	<b>1.80%</b>
Defense R&D	74,641	76,900	78,388	1,488	1.90%
Nondefense R&D	56,648	57,565	58,498	932	1.60%

(出典) AAAS REPORT XXXI RESEARCH AND DEVELOPMENT FY 2007

## (2) 米国 NIH の研究費配分体制

NIH では、その予算の多くをグラント (Grant) と呼ばれる研究助成に配分している。グラント以外では、NIH の研究所が依頼する委託事業 ( コントラクト Contract )、研究トレーニング ( 大学院生の奨学金や研究者の高度な技術講習 ) などがある<sup>5</sup>。

グラントのうち、最も一般的で、大学教員などが申請する科学研究費は「R01」と呼ばれている。R01 の科学研究費を受けるためには、研究計画を作成して NIH へ申請する必要がある。研究申請書には、申請者の属性や研究の概要、予算、申請者の経歴、研究計画などを記述する ( 図表 3 )。

図表 3 研究計画の申請内容

表ページ ( 題名、名前、連絡先等々の基本的情報 )
研究内容の記述 ( 研究の長期目標、研究方法、手法など )
研究場所
主要研究者
他の重要な貢献者
研究計画目次
初期予算期間の予算の詳細
申し込む支援期間全体の予算
経歴概略
研究計画

( 参考 ) NIH ホームページより作成。

( 参考 ) 菅裕明「切磋琢磨するアメリカの科学者たち～米国アカデミアと競争的資金の申請・審査の全貌」2006 年 9 月 10 日 共立出版

申請されたグラントはすべて NIH の研究グラント管理機関 ( CSR ;

<sup>(5)</sup> 白楽ロックビル「アメリカの研究費と NIH」1996.8 共立出版

Center for Scientific Review . 1997 年 10 月 1 日以前は、DRG ; Division of Research Grants と呼ばれた機関 ) に送られ、研究計画の内容によって、研究費を提供する NIH の部局及び審査を担当する委員会に配分される。CSR は、研究計画の題目と内容から判断して研究費を提供する部局を割り振っているが、各部局はそれぞれ独自の研究領域を持っており予算額も異なっている。

CSR には、科学評価官 ( SRA Scientific Review Administrator ) と呼ばれる、評価のための委員会 ( SRG Scientific Review Groups ) を統括する事務官 ( 多くは、生命科学研究に知見を持つ博士号取得者と言われる ) がいる。

受理されたグラントは研究計画に合致した各 SRG において審査される仕組みとなっているが、この段階はスタディセクションと呼ばれている。スタディセクションは、研究分野・種目に応じて 172 ある ( スタディセクションの数は流動的であり、数値は平成 18 年 11 月現在 )<sup>6</sup> 。

スタディセクションは、「 20 ~ 30 人で構成され、そこで審査される研究計画書の数は 60 ~ 80 あまり」であり、「各研究計画書は 3 人の審査委員で審査される」<sup>7</sup> 。また、審査委員は、固定メンバー ( Regular member 年間を通じて審査に参加する委員で、 4 ~ 5 年の任期。一般には NIH の研究費を長年継続して取得しているベテラン研究者 ) と非固定メンバー ( Ad hoc member 科学評価官が任命した審査員 ) がいる<sup>11</sup> 。

スタディセクションを通過した研究計画は、研究所顧問委員会 ( NIH National Advisory Councils ) で再度審査されて採択となる。 NIH によると 2001 年度に採択された研究は約 2 万 6 千件、総額 81 億ドル、一研究当たり平均交付額 31 万ドルとなっている ( 図表 4 ) 。

---

(6) [http://www.csr.nih.gov/Roster\\_proto/section1.asp](http://www.csr.nih.gov/Roster_proto/section1.asp)

(7) 菅裕明「切磋琢磨するアメリカの科学者たち～米国アカデミアと競争的資金の申請・審査の全貌」2006 年 9 月 10 日 共立出版

図表 4 NIH の代表的な研究費 (R01) の平均交付額

(単位: 件、 \$ )

	全体 (All Awards)			新規 (Competing Awards)			継続 (Noncompeting Awards)		
	研究数 Number	総額 Amount	平均額 Average	研究数 Number	総額 Amount	平均額 Average	研究数 Number	総額 Amount	平均額 Average
2001	26,173	8,092,593,805	309,196	6,826	2,241,915,266	328,438	19,347	5,850,678,539	302,408
2000	24,499	7,141,504,813	291,502	6,903	2,121,743,186	307,365	17,596	5,019,761,627	285,279
1999	22,536	6,198,448,074	275,047	6,873	1,942,987,480	282,699	15,663	4,255,460,594	271,689
1998	20,532	5,384,992,539	262,273	5,649	1,485,091,793	262,895	14,883	3,899,900,746	262,037
1997	19,285	4,840,040,789	250,974	5,459	1,355,174,018	248,246	13,826	3,484,866,771	252,052
1996	18,272	4,393,687,111	240,460	5,018	1,214,323,296	241,993	13,254	3,179,363,815	239,880
1995	17,694	4,052,215,105	229,016	5,049	1,150,420,646	227,851	12,645	2,901,794,459	229,482
1994	18,193	3,948,090,879	217,012	4,874	1,035,511,488	212,456	13,319	2,912,579,391	218,679
1993	17,800	3,723,253,568	209,172	4,133	848,635,113	205,332	3,667	2,874,618,455	210,333
1992	18,089	3,621,094,554	200,182	4,818	980,010,243	203,406	3,271	2,641,084,311	199,012
1991	17,667	3,348,370,657	189,527	4,707	930,875,510	197,764	2,960	2,417,495,147	186,535
1990	17,432	3,087,862,531	177,138	4,115	765,311,769	185,981	3,317	2,322,550,762	174,405

(出典) NIH ホームページ、<http://grants.nih.gov/grants/award/research/avgr01fy6801.htm>

### (3) 米国 NIH の研究費予算申請とモジューラーバジェット方式

現在、研究計画を申請する段階の予算計画はモジューラーバジェット方式 (Modular research grant application) が採用されており、予算の詳細（例えば、消耗品や購入する機器などのリストアップ）を計上する必要がない<sup>8</sup>。

予算の詳細を計画すると予算計画の作成に時間がかかり、実際には予算計画どおりに研究が進むことは稀である。また審査でも予算を詳細に検討し評価しないことから、このような簡易な方法が採用されている<sup>11</sup>。

モジューラーバジェット方式とは、NIH が 2000 年から導入した予算計画方式であり、1 モジュールを 25,000 ドルとし、年間の予算の上限を最高 10 モジュール（25 万ドル）とし、原則、毎年同額の予算計画とする方式である（モジュールのある年度のみ変えて申請する場合は、その理由の説明が必要となる。）。

この方式を採用すると、予算の詳細を計画する必要はなくなる（図表 5）。ただし、人件費のもとになる研究員の氏名や役割、時間（エフォート）を記入する必要はある。

しかし、予算の執行状況について詳細な報告（Financial Report）をする必要があることから、研究者が所属する組織では、消耗品や機器、人件費などを含めた詳細な予算計画が作成されている。

年間 25 万ドル（10 モジュール）の上限を超える場合には、同方式を採用することはできず、詳細な予算計画を提出する必要がある（図表 6）。上記で述べたように（図表 4）、R01 の平均額は 25 万ドルを超えており、詳細な予算計画の提出が必要とされる研究計画も少なくないと考えられる。

---

<sup>(8)</sup> [http://grants2.nih.gov/grants/funding/modular/modular\\_review.htm](http://grants2.nih.gov/grants/funding/modular/modular_review.htm)

図表 5 モジューラーバジェット方式による予算計画書（記入例）

（単位：ドル）

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	合計
直接経費 ( 機関の施設および管理を除く ) DC less Consortium F&A	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	750,000
共同体の施設および管理費 Consortium F&A	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
直接経費合計 Total Direct Costs	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	755,000

（参考）NIH ホームページより作成。

図表 6 モジューラーバジェット方式を採用しない場合の予算計画書

		初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
人件費: 給料と付加給付。 応募者組織のみ。 (PERSONNEL: Salary and fringe benefits. Applicant organization only.)						
相談費用 (CONSULTANT COSTS)						
設備費(EQUIPMENT)						
消耗品費(SUPPLIES)						
旅費(TRAVEL)						
看護費用 (PATIENT CARE COSTS)	入院患者 (INPATIENT)					
	通院患者 (OUTPATIENT)					
変更と更新 (ALTERATIONS AND RENOVATIONS)						
その他費用(OTHER EXPENSES)						
共同体/契約上のコスト (CONSORTIUM/CONTRACTUAL COSTS)	直接経費 (DIRECT)					
直接経費小計 (SUBTOTAL DIRECT COSTS)						
共同体/契約上のコスト (CONSORTIUM/CONTRACTUAL COSTS)	共同体の施設および管理費 (F&A)					
直接経費計 (TOTAL DIRECT COSTS)						
提案された全プロジェクト期間の直接経費合計 (TOTAL DIRECT COSTS FOR ENTIRE PROPOSED PROJECT PERIOD)						

(参考) NIH ホームページより作成。

## 4 研究費の交付時期（新規・継続）

### (1) 米国の大学における研究支援体制

米国の大学では、ストックルームや共通ファシリティー、研究費申請時の予算計画書作成や研究費管理などの研究サポート体制がある<sup>11</sup>。

ストックルームとは、研究に必要な消耗品（文具、有機溶媒、フラスコ等の備品など）をストックしている施設であり、必要なときに必要なだけ入手できる環境になっている。購入は、研究者が持つカード番号によって管理され、毎月の請求書送付に基づき年に一度支払いを行う。

共通ファシリティーは、研究に必要な高額機器がまとめて管理されており、機器を管理・操作する技術員が雇用されている。

予算計画書作成時の研究サポート体制として、専門組織がある。この専門組織は、年度末に NIH など研究費の交付元にレポートを提出する際に詳細な予算の使用用途を報告するための書類作成も行う。

わが国の研究者からは、事務担当職員にとって研究費予算の申請や管理は本業ではないため研究者からサポートを頼みにくいという指摘がなされている。しかし、米国の大学では、専門のサポート機関があり、「オフィスの事務員は研究費を教員が取得できるように最善を尽くす義務を負っている。したがって、（略）期限ぎりぎりであろうとも素早く対応し手助けをしてくれる。（略）研究計画書を提出する教員のために働くという意識がしっかりと根付いているようである。」<sup>11</sup>。

また、研究費が大学に交付された後の研究費管理を行うための組織もある。発注などは当該組織を通じて行うことで、研究者に代わって予算の執行管理を一括して行ってもらうことができる。研究者が使用した予算は、毎月サマリー形式で教員に伝達される。

## (2) 米国 NIH における科学研究費の交付時期

NIH は、年 3 回（2 月、6 月、10 月）のグラント申請機会がある<sup>9</sup>。申請には、新規申請のほか、競合継続申請（competitive renewal）があり、この場合、新規申請より 1 ヶ月遅れの申請となる。また、新規申請が採択された場合の翌年度や翌々年度には自動継続申請（Non-competing continuation 審査なし）が必要になる。

申請されたグラントは CSR によって各スタディセクションに割り振られ審査されることになる（3(2)参照）。スタディセクションは、グラント申請から 4~5 カ月後に開催されることとなっており、例えば、2 月に申請されたグラントは、概ね 6~7 月頃に審査されることになる。

スタディセクションを通過したグラントは、研究所顧問委員会で審査され、ここで作成されたグラント採択候補者リストが研究所評議会に送付されてグラント採択者が決定される。採択されたグラントは、グラント管理専門官によって申請研究費の経費面の詳細な検討がなされたうえで採択通知が申請者に送付されることになる。これらの手続きが、数ヶ月続き、研究費の交付開始はさらに 5~6 ケ月後（例えば 2 月申請の場合には概ね 12 月）になるとのことである<sup>10,11</sup>。

採択された研究申請には、通常 12 ケ月を期間単位とする 1~5 年の予算期間が与えられる。また、再度、申請して審査を受けることにより（競合継続申請）追加の予算期間を得ることもできる<sup>10</sup>。

---

<sup>(9)</sup> 最も一般的な R01 の場合。エイズ関連の申請は 5 月、9 月、1 月であり、研究の種類によっては 3 月、7 月、11 月などとなる。

（<http://grants2.nih.gov/grants/funding/submissionschedule.htm>）

<sup>(10)</sup> <http://grants2.nih.gov/grants/funding/r01.htm>

図表 7 NIH における研究費交付の時期

	研究費申請受理 (新規 / 継続)	スタディセクション (Scientific Merit Review)	研究所顧問委員会 (Advisory Council Review)	研究費交付 (Earliest Project Start Date )
サイクル1	2月 / 3月	6 ~ 7月	9 ~ 10月	12月
サイクル2	6月 / 7月	10 ~ 11月	1 ~ 2月	4月
サイクル3	10月 / 11月	2 ~ 3月	5 ~ 6月	7月

(参考) NIH ホームページより作成。

(参考)白楽ロックビル「アメリカの研究費と NIH」1996.8 共立出版。

菅裕明「切磋琢磨するアメリカの科学者たち～米国アカデミアと競争的  
資金の申請・審査の全貌」2006年9月10日 共立出版。

## 5 研究機関による研究費の管理・監査体制

### (1) 米国 NIH における研究費予算の変更

NIH の代表的な研究費予算である R01 では、主任研究者や主要人員の人工費、設備や消耗品等の費用、コンサルタントコスト、資料費等、契約サービス、研究共同体の経費、施設等の間接費用、出張旅費などが研究費予算として認められる。

予算の執行に当たっては、一般に、想定外の経費需要などに対応するためにある程度の予算の再構成は、それが NIH によって承認された限度額以内にある限り、研究者の自由裁量として認められている。しかし、場合によっては、NIH による事前の書面による認可が必要とされている。下表の場合には、研究者に予算再編成の権限が認められており、事前認可を必要としていない（通知は必要である）<sup>11</sup>。

なお、下表にある「ある予算期間から次の期間までの支出未済額の繰り越し」の場合で、繰越額が総予算の 25% を超える場合、交付金経過報告書（5(2)参照）にその旨を記載し、費用支出や計画について説明をすることが必要になる。そして、総予算の 25% を超えて予算の変更を行う場合には、後述する事前認可が必要になる。また、繰り越す資金が今後も必要になることを検証するため、NIH から追加情報が求められる場合もある。もし、これら繰越額がすべてのプロジェクトを終了するために必要ないと判断された場合には、その後の予算期間において削減されることもありうる。

---

<sup>(11)</sup> [http://grants2.nih.gov/grants/policy/nihgps\\_2003/NIHGPS\\_Part7.htm](http://grants2.nih.gov/grants/policy/nihgps_2003/NIHGPS_Part7.htm)

図表 8 研究者に予算の変更権限が認められているケース

権限が認められる範囲	範囲外
<ul style="list-style-type: none"> <li>ある予算の期間から次の期間までの支出未済額の繰り越し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター(P50、P60、別 P30)、共同契約(U)、Kirschstein-NRSA 制度上の研究トレーニング (T)、Track Phase I SBIR、STTR(R43 と R41)、臨床試験など。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究患者の看護コストまたは設備関連費用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象範囲の変化。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>NIH からの追加資金の必要がない、プロジェクトの期間の最終予算支出期間の延長。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に 12 ヶ月の延長がなされている場合。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に対する実質的な移転(共同研究の場合)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外への移転や研究対象範囲の変化をもたらす場合。</li> </ul>

(参考) NIH ホームページより作成。

事前認可が必要な場合は図表9の通りである。総予算の25%を超えて予算を組みなおす場合や、上記の権限が付与されている範囲外の支出未済額の繰り越し、NIHから追加資金が必要とされる場合の最終予算の期間延長などは事前認可が必要とされている。

図表9 事前に認可が必要な場合

事前認可が必要な場合	説明
・変更と更新	・総予算の25%を超えて、再度、予算を組みなおす場合には事前認可が必要になる。
・資本支出	・土地や不動産などの資本支出は事前認可が必要。また、交付金で取得した不動産の売却、賃貸、担保なども事前認可が必要。
・研究範囲の変更	・すべての場合。
・主任研究者の変更	・研究からの離脱、3ヶ月以上の休職、承認された水準からの25%以上の時間の減少など。
・研究者の組織の変更	・すべての場合。
・支出未済額の繰り越し	・NIHが研究者の裁量として権限を認めていない場合。
・条件からの逸脱	・すべての場合。
・海外のコンポーネントを 国内組織に追加する場合	・すべての場合。
・NIHから追加資金が必要となる場合	・追加資金で最終予算の期間の延期をする場合を含むすべての場合。
(以下省略)	(以下省略)

(参考) NIHホームページより作成。

## (2) 交付金経過報告

新規に採択された研究を翌年度以降も継続して実施するには、毎年(annually)、交付金経過報告書(Grant Progress Reports)を提出する必要がある<sup>12</sup>。

交付金経過報告書に記載する項目は“PHS2590”によって規定されており、主に次の内容となっている<sup>13</sup>。

表紙(タイトルや連絡先、メールアドレス、次に予算期間に必要な経費、うち直接経費、その他)

予算の細目(Detailed Budget for Next Budget Period)

予算の説明(Budget Justification) - [総予算額の25%を超えて変更・繰越を含む - がある場合の説明]

研究者の経歴(Biographical Sketch)

経過報告書概要(Progress Report Summary)

チェックリスト(Checklist) - [プログラム収入、保証/証明 - 生命倫理や女性・少数派政策等、施設等のコスト]

主な研究者(Key Personnel Report) - [名前、資格、役割、生年月日、研究に専念した月など]

---

<sup>(12)</sup> [http://grants2.nih.gov/grants/policy/nihgps\\_2003/NIHGPS\\_Part8.htm](http://grants2.nih.gov/grants/policy/nihgps_2003/NIHGPS_Part8.htm)

<sup>(13)</sup> <http://grants.nih.gov/grants/funding/2590/2590.htm>

### (3) モニタリング、財務報告 (Financial Reports)

研究者が計画通りの管理体制や実施方策に従って研究を実施し、それらが NIH の規定する事項等に適合するよう管理する責任は、研究者自身が有している。しかし、同時に NIH も、研究費の執行を監視し、潜在的な問題や技術的な補助が必要と思われる領域をモニタリングにより確認することとしている。

これらモニタリングは、 報告書のレビュー、 研究者からの意見聴取、 会計監査報告、 現地調査（現場訪問）、 その他 NIH が入手可能な情報などを通じて実施されている。

研究者は定期的に財務および進捗状況の報告を NIH に対して行う必要がある。 NIH に提出する報告には、 年度ごとの開発した成果に関する報告 (annual invention utilization reports)、 陳情活動の開示 (lobbying disclosures)、 会計監査報告 (audit reports)、 適切な支払事項の報告 (reports to the appropriate payment points)、 そして専門的な計画に従った報告 (specialized programmatic reports) を含むこととなっている。

研究者が必要な財務および最終的な進捗報告を行わない場合、 NIH によるより詳細なモニタリングが実施されたり、 助成延期、 交付差し止めなどの強制措置がなされたりする。

研究を継続申請する場合、 非競争的助成進捗報告 (Non-Competing Grant Progress Reports) を提出する必要がある。当該報告の提出が遅れたり、 必要な記載事項を満たさない場合などは、 交付の遅れや助成金額の減額につながることもある。

研究者が所属する機関は、 予算の執行状況につき詳細な財務報告 (Financial Reports) を NIH に提出する必要がある。

財務報告は、 研究者が所属する組織の正式な会計帳簿に基づいて作成

された書類であることが要求されている。報告書は、それぞれの予算期間に対応して、出納閉鎖後 90 日以内に提出しなければならない決まりとなっている。GMO ( Grants Management Officers ) は、支出の前倒しや遅延、削減、あるいは投資運用の問題が存在しないのかどうかについて、現金支出のパターンなどについて、報告を検証することがある。

財政もしくは経費の報告を NIH に提出する前に、研究者は提出される情報が正確であり、完了され、助成会計システムに一致するものであることを確認しなければならない決まりとなっている。報告に関する署名は、情報が正しく、完了され、全支出と債務額が助成金文書において先に設定された目的に関するものであることを証明するものであり、連邦政府への請求に代わるものとなっている。そのため、内容に虚偽等があった場合には、民事もしくは刑事上の罰則を受ける可能性がある。

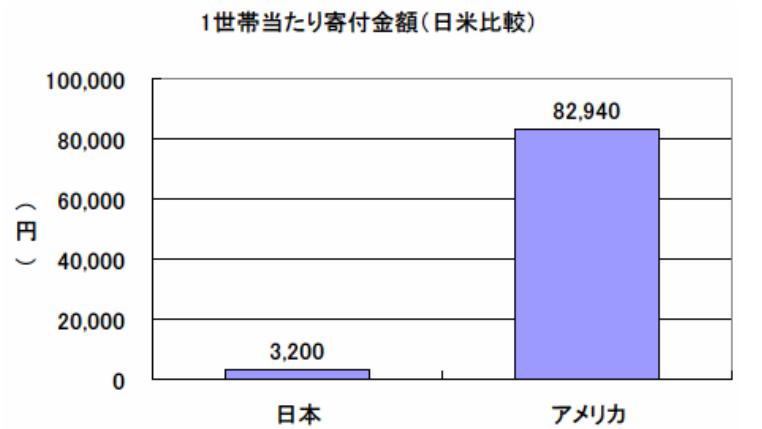
## 6 まとめ

以上をまとめると次の点が指摘できる。

- ・米国などでは予算制度が複数年度となっており、研究費の繰越はわが国に比べ相対的に容易といえる。
- ・研究者が研究費の交付申請時に提出する研究計画を審査する段階では、予算計画の詳細な中身についてはさほど重要視されていない。むしろ、研究内容について専門家による厳しいチェックがなされている。
- ・研究費の交付時期は年に複数回（年3回程度）あり、会計年度にとらわれない運用がなされている。
- ・研究者は、一年に一度、研究の進捗と共に経理の状況についても説明することが求められているが、これらについては大学など研究者が所属する機関に専門の支援組織がある。そのため、わが国で見られるように、「事務方のスケジュールに合わせて予算執行する」とか「事務方に配慮して繰越明許の手続きを躊躇している」といったことは見られない。
- ・予算の支出未済額の繰越や12ヶ月以内の支出期限の延長は研究者の裁量に委ねられている（事前の認可等は必要ない）。ただし、総予算の25%を超える予算変更や12ヶ月を超える支出延長には事前の認可が必要となっている。
- ・研究の進捗や予算執行を管理する責任は研究者にあるが、交付機関側も報告のレビューや研究者へのヒアリング、会計監査、現場調査などを通じてモニタリングを行っている。
- ・経理については、研究者が所属する機関の正式な会計帳簿に基づき、予算期間終了後90日以内に報告する義務がある。
- ・研究者は報告内容の正確性について責任を負っており、証明によって報告内容の正確性を保証することとなっている。虚偽報告があった場合には民事・刑事のペナルティが課される可能性がある。

- ・このように、米国では、予算計画や予算執行においては研究者の負担の軽減を図ると共に裁量の範囲を広くしている。その一方で、研究計画に対する厳しい審査と報告内容に対する厳しいチェックを行っている。
- ・欧米諸国では、「目標管理」と「業績評価」を徹底するなかで、目標達成のためのツールである予算が、より効率的・効果的に活用できるような弾力化措置を講じるという方向にあり、上記の例もそのような取り組みとなっている。
- ・わが国においても、ピア・レビューの仕組みの充実やプログラムオフィサーの活用により研究過程のモニタリング及び研究結果の評価を徹底するとともに、年度繰越しの合理性に係る判断を第三者機関が担当し、各省庁（またはプログラムオフィサー）に対して弾力的な予算執行に係る判断を裁量的に付与していくことなどが考えられるのではないか。
- ・なお、研究機関の他の資金調達方法として寄付が考えられる。寄付による研究資金調達は、研究機関にとって資金の用途が拡大され、また継続的な寄付により 10 年先を見据えるような基礎的研究の促進が期待でき、ひいては科学技術の国際的競争力の促進につながるものである。米国では殆どの研究機関において奨学寄付金などの寄付・グランドが運営に大きく寄与しているが、この促進要因に所得控除がある。米国では個人の寄付額の 50% が所得控除され、また英国では、所得控除上限が撤廃されたほか、株式による寄付のキャピタル・ゲイン分への課税も廃止されている。これに対し、日本は、寄付による所得控除は 30% にとどまっている。

図表 10 1世帯あたり寄付金額(日米比較)



(出典)(財)公益法人協会民間法制・税制調査会資料